

○構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準（令和四年文部科学省告示第百十六号）

改正 令和四年文部科学省告示第百三十号

文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）第七条第一項第二号の規定に基づき、構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準を次のように定める。

構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準

（趣旨）

第一条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則第七条第一項第二号の規定により、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校（以下単に「職業能力開発短期大学校」という。）が行う職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第二号に規定する高度職業訓練のうちその訓練課程を修了した者が構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る大学（以下単に「大学」という。）に編入学することができ、るもの（以下「特定高度職業訓練」という。）の基準については、この告示の定めるところによる。

（訓練時間の単位数への換算）

第二条 特定高度職業訓練を受ける者の訓練の成果を証する必要がある場合において、当該者が履修した科目の訓練時間を単位数に換算するときは、四十五時間の訓練を必要とする内容の科目を一単位とすることを標準とし、職業能力開発短期大学校の訓練の特性を踏まえつつ、訓練の実施方法に応じ、当該科目による教育効果、職業能力開発短期大学校での訓練時間外に必要な訓練等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で職業能力開発短期大学校が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、修了研究、修了制作等の科目の訓練時数については、これらに必要な訓練等を考慮して、単位数に換算するものとする。

（通信の方法による訓練の実施方法）

第三条 職業能力開発短期大学校が通信の方法（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十二条第一項第三号に規定する通信の方法をいう。）により実施する特定高度職業訓練は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う訓練で、同時かつ双方向に行われるものであって、当該職業能力開発短期大学校において、対面により行う訓練に相当する効果を有すると認めるものであることとする。

2 前項の方法により実施する特定高度職業訓練の訓練時間は、職業能力開発促進法施行規則第十二条

第一項第五号の総訓練時間のうち五分の四を超えないものとする。

（特定高度職業訓練の職業訓練指導員数）

第四条 特定高度職業訓練を行う組織単位（以下「専攻科」という。）ごとの職業訓練指導員（職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する職業訓練指導員をいう。以下同じ。）の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の職業訓練指導員の数の半数以上は、専任の職業訓練指導員（専ら当該特定高度職業訓練における指導に従事する職業能力開発短期大学校の長が職業訓練指導員を兼ねる場合にあっては、当該職業能力開発短期大学校の長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の職業訓練指導員の数は三人を下ることができない。

（職業能力開発短期大学校の建物面積）

第五条 職業能力開発短期大学校の建物の面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、訓練上支障がない場合は、この限りでない。

一 一の専攻科を置く場合 別表第二イの表により算定した面積

二 二以上の専攻科を置く場合 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ これらの専攻科のうち別表第二イの表第三欄の収容定員四十人までの面積が最大となるいずれ

か一の専攻科について同表により算定した面積

ロ これらの専攻科のうち前イの一の専攻科以外の専攻科についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

附 則

この告示は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（令和四年文部科学省告示第百三十号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

別表第一 特定高度職業訓練に係る職業訓練指導員数（第四条関係）

専攻科の属する訓練系の区分	専攻科ごとの収容定員の区分	職業訓練指導員数
機械システム系、電気・電子システム系、輸送機械整備技術系、食品製造技術系、居住システム系、化学システム系、エネルギー技術系、調理技術系、情報システム系、電子情報	八十人まで	3
	八十一人から二百人まで	3 + 収容定員 - 80 40

テキスタイル技術系、服飾技術系、 デザインシステム系、ビジネス技術 系、物流システム系、接客サービス 技術系	制御システム系	
	二百一人から六百人まで	6 + _____ 収容定員—200 50
	六百一人以上	14 + _____ 収容定員—600 60
	八十人まで	3 収容定員—80
	八十一人から二百人まで	3 + _____ 収容定員—40 40
	二百一人から四百人まで	6 + _____ 収容定員—200 50
	四百一人以上	10 + _____ 収容定員—400 60

備考 この表の算式中収容定員とあるのは、専攻科ごとの収容定員をいう（別表第二において同じ。）。

別表第二 特定高度職業訓練を行う職業能力開発短期大学校の建物面積（第五条関係）

イ 基準面積の表

専攻科の属する訓練系の区分	専攻科ごとの収容定員の区分		面積（平方メートル）
	四十人まで	四十一人以上	
機械システム系、電気・電子システム系、輸送機械整備技術系、食品製造技術系、居住システム系、化学システム系、エネルギー技術系、調理技術系、情報システム系、電子情報制御システム系	四十人まで	四十一人以上	260 260+3.0×(収容定員－40)
テキスタイル技術系、服飾技術系、デザインシステム系、ビジネス技術系、物流システム系、接客サービス技術系	四十人まで		200
		四十一人以上	200+2.5×(収容定員－40)

ロ 加算面積の表

専攻科の属する訓練系の区分	専攻科ごとの収容定員の区分	面積（平方メートル）
---------------	---------------	------------

機械システム系、電気・電子システム系、輸送機械整備技術系、食品製造技術系、居住システム系、化学システム系、エネルギー技術系、調理技術系、情報システム系、電子情報制御システム系	四十人まで	180
	四十一人以上	180+3.0×(収容定員-40)
テキスタイル技術系、服飾技術系、デザインシステム系、ビジネス技術系、物流システム系、接客サービス技術系	四十人まで	140
	四十一人以上	140+2.5×(収容定員-40)